

令和6年12月2日以降の各種取り扱いについて

(通達等により、取り扱いが変更となる場合がございますので予めご了承ください。)

令和6年12月2日から、現行の保険証は発行されなくなります

法改正により、医療機関や薬局などを受診される際は、マイナ保険証(保険証利用登録がされたマイナンバーカード)によるオンライン資格確認を基本とする仕組みに移行することとなりました。

これに伴い、令和6年12月2日より保険証の新規発行(再交付を含む)ができなくなります。

※資格取得日が令和6年12月2日より前であっても、医師国保組合の事務処理が完了した日(書類等が過不足なく不備がない状態)が令和6年12月2日以降の場合、現行の保険証は発行されません。

12月2日以降に各種お手続きをされる方の「保険証」のお取り扱いについて

※新規資格取得・氏名変更・再交付(現行の保険証の紛失・汚損など)

「保険証」の発行を伴う手続き(新規加入、住所氏名変更、再交付(保険証カードの紛失)など)については、令和6年12月2日以降、以下のいずれかのもを発行いたします。

- マイナ保険証をお持ちの方→→→→「資格情報のお知らせ」
- マイナ保険証をお持ちではない方→→「資格確認書」

「資格情報のお知らせ」や「資格確認書」の交付は、中間サーバーへのデータ登録や情報連携に時間を要することから、交付までお時間がかかりますので予めご了承ください。(システム上、どちらの場合も即日交付することができません。)

※マイナ保険証を利用される方は、「資格情報のお知らせ」がお手元に届き次第、医療機関の窓口等で利用可能となります。利用前に、マイナポータルにて、医療保険の資格情報が正しく登録されているかご確認をお願い致します。

「資格情報のお知らせ」と「資格確認書」について

資格情報のお知らせ

- ご自身の被保険者資格など各種申請に必要な記号・番号・枝番、氏名等を確認する事ができるものです。
- マイナ保険証の読み取りができない医療機関等でも、「資格情報のお知らせ」と「マイナンバーカード」を併せて提示することで保険診療が可能となります。

資格確認書

マイナ保険証を保有していない方が、医療機関等を受診する際に提示するものです。資格確認書と併せて、70歳から74歳の方は「高齢受給者証」を、高額医療費に該当される方は「限度額適用認定証」をそれぞれ窓口にご提示ください。

「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」のお取り扱いについて

○「資格情報のお知らせ」を交付された方

原則回収致しません。資格喪失や登録内容を変更する必要があるなどの理由で、当組合より新しい資格情報のお知らせを交付された場合等は無効となりますので、ご自身で破棄してください。

○「資格確認書」を交付された方

資格喪失、氏名等記載内容を変更するお手続きの際にご返却いただく必要がございますので、必ず回収していただきます様お願い致します。回収できない場合は、従来通り「回収不能届」のご提出が必要です。

「資格情報のお知らせ」と「資格確認書」の一斉送付について(令和7年3月下旬頃送付予定)

令和7年3月下旬頃を目途に

- マイナ保険証をお持ちの方→→→→「資格情報のお知らせ」
- マイナ保険証をお持ちではない方→→「資格確認書」

を一斉にご送付いたします。(申請は不要です。)

お手元にある健康保険証について

現時点でお手元にある被保険者証は、原則、有効期限である令和7年3月31日まで使用することができます。(有効期限前に75歳に到達される方や資格喪失される方を除く。)

※令和6年12月から令和7年3月の間に第1種組合員(事業主)が後期高齢者に該当した事業所につきましては、令和7年3月31日より前に被保険者証を回収させていただき、マイナ保険証の登録状況に応じて「資格情報のお知らせ」若しくは「資格確認書」を発行いたします。

各種手続き(取得・喪失・住所氏名変更)について

令和6年12月2日以降も、「資格取得」や「資格喪失」、「住所氏名変更」等の手続き発生した場合、従来と同じ手続きが必要です。

各種届出書に必要な事項等をご記入・ご捺印の上、届出に必要な添付書類(世帯全部の住民票など)を添えて、速やかに医師国保組合へご提出ください。

資格取得届、資格喪失届、住所氏名変更届などに添付いただく被保険者証のコピーについて

各種書類に添付いただいている「被保険者証のコピー」については、適宜、以下のいずれかへ読み替えをお願いいたします。

- 資格確認書のコピー
- 資格情報のお知らせ(資格情報通知書)のコピー
- 医療保険の資格情報(マイナポータルから医療保険の資格情報を自身のスマートフォン等にPDF形式で保存できるもので、印刷したものをご提出ください。)

※マイナンバーカードの券面コピー、裏面の個人番号コピー等では健康保険について確認ができませんので、ご協力をお願いいたします。

次ページ以降に、マイナ保険証の利用及び登録方法を掲載しておりますので、是非ご覧ください。

マイナンバー制度に係る問い合わせ先

【マイナンバー総合フリーダイヤル】

☎ 0120-95-0178 (フリーダイヤル)

〈受付時間〉

平日 9時30分～20時00分

土日祝 9時30分～17時30分(12月29日から1月3日を除く)

※「マイナンバーカードの紛失・盗難」によるカードの一時利用停止については、24時間365日対応

【厚生労働省 ホームページは[こちら](#)】

【デジタル庁 ホームページは[こちら](#)】

千葉県医師国民健康保険組合

⚠️ご注意ください!

今年12月2日から 現行の保険証は 発行されなくなります

※令和6年12月1日までに発行された保険証は令和7年3月31日まで有効です

とっても
カンタン!

医療機関等を受診の際は マイナンバーカード をご利用ください

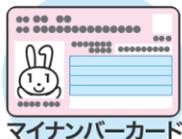
1

受付



マイナンバーカードを
カードリーダーに
置いてください。

カードリーダーで
マイナンバーカードを
保険証として登録
できます!



マイナンバーカード

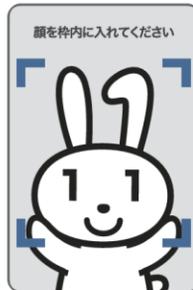


2

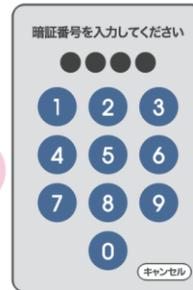
本人確認

顔認証または
4ケタの暗証番号を入力してください。

顔認証



暗証番号



or

3

同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の
利用について確認してください。

過去の情報を
利用いたします

過去の手術以外の診療・お薬情報を
当機関に提供することに同意し
ますか。
この情報はあなたの診療や健康管
理のために使われます。

(40歳以上対象)
過去の情報を
利用いたします

過去の健康情報を当機関に提供す
ることに同意しますか。
この情報はあなたの診療や健康管
理のために使われます。

4

受付完了

お呼びするまでお待ちください。



カードを忘れずに!

※高額療養費制度をご利用される方は、続けて確認・選択をお願いします。



マイナンバーカードを保険証として利用するための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

STEP1.

マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

- ① オンライン申請
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの
証明写真機からの申請



STEP2.

マイナンバーカードを 保険証として登録

■利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局の受付
(カードリーダー)で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う



マイナンバーカードを使うメリット

① 医療費を20円節約できる

紙の保険証よりも、皆さまの保険料で賄われている医療費を20円節約でき、自己負担も低くなります。

② より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

③ 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

今年12月2日以降、保険証利用登録がされたマイナンバーカードを保有していない方には、発行済み保険証の有効期限が切れる前に、申請いただくことなく「資格確認書」が交付され、引き続き、医療を受けることができます。